

歩行者の保護に係る基準について(UN-R127 関係)

● 適用範囲

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員9人以下のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20キロメートル毎時未満の自動車並びに被けん引自動車を除く。)

● 改正概要

- 自動車の前面が歩行者に衝突した場合の当該歩行者の頭部及び脚部を過度の傷害から保護する基準について、「歩行者保護に係る協定規則(UN-R127)」の改訂案が、令和4年6月の国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。

- これまでは、歩行者の頭部保護性能確認試験エリアがボンネットに限定されていたところ、当該試験エリアにボンネットに加え前面ガラスを追加し、今般改訂された技術要件に適合しなければならないこととする。

	改正前	改正後
頭部保護性能確認試験エリア	試験エリア:ボンネット	試験エリア:ボンネット+前面ガラス
基準値	- 試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えない事。残りのエリアは HIC1700 を超えない事。 - 大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えない事。 ※HIC:頭部傷害値 (Head Injury Criterion)	- ボンネット試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えない事。残りのエリアは HIC1700 を超えない事。 - 大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えない事。 <u>ボンネット試験エリアと前面ガラス試験エリア合計の 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えない事。残りのエリアは HIC1700 を超えない事。</u>

- 改正時期(予定) : 令和5年1月上旬

- 適用時期(予定) : 新 型 車 : 令和6年7月
継続生産車 : 令和8年7月